

京都府立大学学長の任期を定める規程

平成 28 年 12 月 20 日
京都府公立大学法人規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人定款第13条第2項の規定により、
京都府立大学学長（以下「学長」という。）の任期に関して必要な事項を定
める。

(任期)

第2条 学長の任期は、3年とする。

2 学長は、2回に限り再任されることができる。

附 則

1 この規程は、平成28年12月20日から施行する。

2 この規程施行の際、現に学長である者は、この規程に基づき選考された
ものとみなす

附 則（規程第39－1号）

1 この規程は、令和6年12月19日から施行する。

2 改正後の第2条第2項の規定は、施行の際、現に学長である者にも適用
する。